手配旅行条件書（国内・海外）

●お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。
●本旅行条件書は、お客様との国内手配旅行契約が成立した場合は、契約書面の一部となります。当社は、お客様のご依頼により、旅行の手配を引き受ける契約をする場合、契約の内容・条件はこの旅行条件書のほか、旅行申込書及び出発前にお渡しする乗車券・宿泊券等に記載するところによります。

2020年4月1日

近江トラベル株式会社
〒522-0010 滋賀県彦根市駅東町15番1 近江鉄道ビル1階
観光庁長官登録旅行業第2072号（一社）全国旅行業協会会員

1．手配旅行契約

（1）この旅行は、近江トラベル株式会社（以下「当社」といいます。）が手配をする旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約を締結することになります。

（2）当社はお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。

（3）当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

2．旅行の申込み

（1）当社は、お客様のご希望による航空券・宿泊券・ホテル券等の手配旅行は、所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ・インターネットおよびその他通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けします。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申し込みを受け付けることがあります。

（2）当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

（3）当社所定のご旅行申込書に必要事項を記入の上、旅行代金概算の20％相当額以上の申込金又は全額を添えてお申し込みください。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

3．お申し込み条件

（1）お申し込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。

（2）身体に障害のある方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬をお連れの方、その他の特別な配慮を必要とする方はその旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

（3）お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りすることがあります。

（4）その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

4．旅行契約の成立

（1）旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します。

（2）前項の規定にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けることなく、旅行契約は成立いたします。

① 申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立いたします。

② 団体・グループ契約において契約責任者に申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。

5．契約書面の交付

（1）当社は、手配旅行契約の成立後、速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

（2）前項の規定にかかわらず、当社が手配する全ての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、契約書面を交付しないことがあります。

（3）契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行約款により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

6．旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手続料金を申し受けます。

7．旅行契約の解除

（1）お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

① お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
② 未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用
③ 当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

（2）お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただく場合があります。この場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。

既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

（3）当社の責に帰すべき理由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供をうけた旅行サービスの対価としての支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

8．旅行代金

当社は、旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等の運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、旅行業務取扱料金のうち、手配に係る取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）をお客様にお支払いいただきます。

（1）旅行代金とは、旅行費用及び当社にお支払いいただく取扱料金をいいます。旅行代金及び当該旅行に係るその他の費用の合計額及びその内訳は、旅行条件書（または見積書）に明示いたします。

（2）旅行業務取扱料金は、旅行業法でその収受が認められているもので、当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより、各支店・各センターの店頭に掲示してあります。お客様が依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として取扱料金はお支払いいただきます。

9．旅行代金の変更

（1）旅行開始前に運送、宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動があった場合は、旅行代金を変更することがあります。

（2）前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属します。

10．旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合には、旅行終了後速やかに精算いたします。

11．当社の責任

（1）当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限ります。

（2）お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

（3）手荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行の場合14日以内、海外旅行の場合21日以内に通知があったときに限り、お一人当たり15万円（故意又は重過失がある場合を除く）を限度とします。

12．お客様の責任

（1）お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

（2）お客様は手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

（3）お客様は旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該サービス提供者に申し出なければなりません。

13．渡航手続

（1）ご旅行に要する旅券、査証（ビザ）、再入国許可および各種証明書（以下「渡航書類」といいます。）等の渡航手続は、お客様ご自身の責任で行っていただきます。

（2）日本国の旅券をお持ちのお客様の場合は、お申込みコースに必要とされる旅券の残存期間および査証の必要な国名についてはパンフレット各コースのご注意欄に記載しています。これらはパンフレット作成時点の公的機関の情報に基づき記載しています。お申込み時点の最新情報は各支店・各センターにご確認ください。日本国以外の旅券をお持ちのお客様は、自国の領事館、渡航先国の領事館および入国管理事務所にお問い合せください。

（3）当社旅行業約款の規定に基づき、当社と旅行契約を締結したお客様からの依頼によって、当社は、以下の業務を行うことがあります。その場合、当社は当該約款に定める渡航書類の取得の代行手続き等に対する旅行業務取扱料金をいただきます。

① 渡航書類の取得に関する手続き
② 出入国手続き書類の作成
③ その他①②に関連する業務

（4）当社は、前項に掲げた業務を行うことで、実際にお客様が渡航書類を取得できること、および、関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。従って、当社の責に帰すべき事由によらず、お客様が渡航書類の取得ができず、又は、関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

14．渡航先の危険情報・保健衛生について

（1）渡航先（国または地域）によっては、「外務省・海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、「外務省海外安全ホームページ（https://www.anzen.mofa.go.jp）」でもご確認ください。

（2）渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫所ホームページ（https://www.forth.go.jp）」でご確認ください。

15．個人情報の取り扱いについて

（1）当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載されたお客様の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

（2）当社は、当社が保有するお客様の個人情報のうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ会社との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ会社は、それぞれの会社の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、利用目的を具体的に記載してこれを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ会社の名称及び各会社における個人情報保護方針については、当社グループホームページの個人情報保護方針（http://www.ohmitetudo.co.jp/privacypolicy/top/index.html/）をご参照ください。